

障害福祉サービス共通評価基準② 〔障害者（児）／在宅〕

1 人権への配慮

在宅で暮らす障害者（児）が「尊厳をもってその人らしい自立した豊かな生活が送れるよう支援する。」という理念に基づき、①サービス提供の基本方針が明示され職員に認識されているか、②利用者が主体的にサービスを利用できる体制が取れているか、③利用者ニーズに基づいたサービスが地域の関係機関との連携によって提供されているか、④地域の一員であり、社会資源のひとつとしての認識を持ってサービス提供に努めているか、といったことを評価します。

また、利用者の人権への配慮、対等な関係性、プライバシー保護を前提とした情報の公開、自立を目指すエンパワメントや利用者が求めている自立生活への支援がされているかという点を評価します。

さらに、苦情解決や必要な改善を行う体制の整備、利用者への周知という点も評価対象となります。

中項目	小項目 (質問項目)	着 眼 点	コ メ ン ト
(1)サービス提供の基本方針	①サービス提供に関する基本方針・職員等への周知	☒ 1.基本方針(理念)を事業所として責任をもって作成、明文化している。	
		☒ 2.基本方針が利用者に周知されている。	
		☒ 3.基本方針に職員の意向が反映されている。	
		☒ 4.利用者主体の視点を明確にしている。	
		☒ 5.地域の在宅支援向上に寄与することを明確にしている。	
5項目中 5項目 評価結果 (A)・B・C			
(2)サービス提供体制	①利用者主体のサービス確保に向けた取り組み	☒ 1.サービスの質に関する話し合いを事業所内で定期的、継続的に行っている。	
		☒ 2.サービスの課題を明確にし、改善に努めている。	
		☒ 3.利用者を交えての意見交換の場が、随時、持たれている。	
		☒ 4.質の高いサービスを確保するため、定期的、継続的に職員のスキル評価を実施している。	
	②内部コミュニケーションを図る機会の確保	☒ 1.全職員で業務改善や利用者サービスの点検について意見交換する場が、随時もたれている。	
		☒ 2.職員会議では議題に対して対等、自由活発に議論をしている。	
		☒ 3.職員会議で決められたことは、全員一致して取り組んでいる。	
		☒ 4.職員の不安や悩みを解消するミーティングや不安等を受け止める体制がある。	
	③職員研修の機会(職員の育成)	☒ 1.全職員に研修が案内され、参加機会の均等化に配慮されている。	
		☒ 2.外部研修への参加希望には、できるだけ添うように努めている。	
		☒ 3.一年目の職員に対する、研修マニュアルが準備されている。	
		☒ 4.自主研修の機会づくりを支援している。(職員側からの研修計画への支援)	
		☒ 5.研修結果を全職員に還元する機会を作っている。	
		☒ 6.研修には、専門図書やビデオなども活用している。	
		☒ 7.研修には、OJT手法を活用している。	
15項目中 15項目 評価結果 (A)・B・C			
(3)人権擁護・苦情への対応	①利用者とサービス提供者の対等な関係性への配慮	☒ 1.年齢相応の応対、言葉かけ、呼称を使っている。	
		☒ 2.指導的立場ではなく、支援の視点で関わっている。	
		☒ 3.利用者への暴力や虐待行為に対して、懲罰規定や研修会等の防止策がとられている。	
	②個人情報の保護や情報開示への同意	☒ 1.利用者の個人情報に関する取り扱いやケース記録の保管に関する規定がある。	
		☒ 2.関係機関への個人情報の提示については、利用者に同意を得て行っている。	
		☒ 3.個人情報の守秘義務を職員に徹底させている。	
		☒ 4.守秘義務やプライバシーの保護を徹底していることを、利用者に対して説明している。	